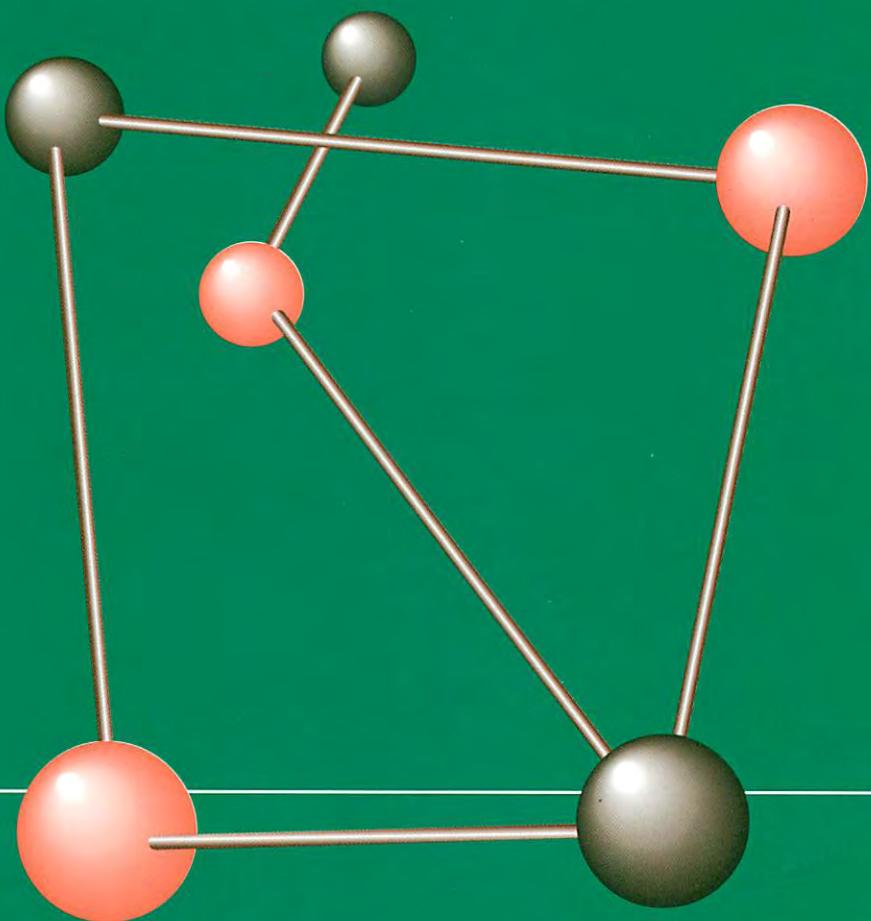


市町村社協
組織構成問題検討委員会
報告書



2002.7

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪府市町村社協会長会・事務局長会

はじめに

市町村社協の組織構成問題については、平成 6 年に、市町村社協の会長会・事務局長会・実務担当職員で構成する検討委員会において協議し、報告書にまとめました。その時点の検討課題は、（1）「会員規程モデル」ならびに「評議員選任規程モデル」を作成し、「大阪府下市町村社協強化指針」（昭和 60 年 2 月策定）の浸透を図ることと、（2）総務庁の行政監察結果に基づく勧告（平成 4 年 6 月）で指摘された「事業経営者」の社協参加を確実に達成するために、「強化指針」を一部修正したことです。具体的には、①評議員を選任する権限をもつ「組織構成会員制度」の導入と、②各市町村別に民間施設を組織する「民間施設協議会（仮称）」を設置し、事業経営者の全数参加を推進していくということです。

以上、検討委員会の確認事項について、各市町村社協において努力しつつも、なかなか実態的には改善が進んできませんでした。その後、平成 12 年度の社会福祉法の成立、介護保険制度の施行は、社協を取り巻く環境を大きく変え、市町村社協への参加や組織構成のありかたを問う新たな背景が生まれてきました。

その大きなポイントのひとつは、社会福祉法が制定され、107 条において市町村社協が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置付けられ、「その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加」し、かつ、「その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するもの」として、さらに「参加の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と規定されたことです。また、社会福祉法を受けて新たに作成された「法人社協モデル定款」（平成 12 年 12 月）や「社会福祉法人指導監査要綱」（平成 13 年 7 月）で、理事及び評議員の選任にあたり、「当該社協の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えること」が明記されたことです。

今回、平成 6 年の確認事項について再度検討委員会において共通認識に立つと共に、今日的な状況を踏まえ、会員の役割・位置付けの明確化について加筆しました。また、組織構成会員制度の導入を実現化するための実務的な方法も示しました。

今回の検討内容を、すべての市町村社協が取り入れ、広く地域住民に開かれた社協の推進と組織強化に役立つことを期待いたします。

平成 14 年 7 月

大阪府市町村社協会長会

会長 中辻 茂

大阪府市町村社協事務局長会

会長 辻 本 双美子

目 次

1 組織構成会員の導入について	1
2 事業経営者の参加について	2
3 会員規程モデル	3
4 組織構成会員制度導入に伴う留意点	3
5 評議員の選任について	5
社会福祉協議会会員規程モデル	8
・入会申込書（別紙1）	10
・退会届（別紙2）	11
社会福祉協議会評議員選任規程モデル	12
・社会福祉協議会組織構成会員＜領域別一覧＞（別表）	13
組織構成会員関係図	14
<参考資料>	
市町村社会福祉協議会への組織参加について	15
市町村社会福祉施設数	16
社会福祉法（地域福祉 関係条文抜すい）	20
枚方市社会福祉協議会会員規則	23
社会福祉協議会組織会員名簿	25
市町村社協組織構成問題検討委員会委員名簿	27

1. 組織構成会員の導入について

1) 各会員制度の位置づけと役割

市町村の社会福祉協議会（以下、社協）は、地域の住民や公私の社会福祉を始め、さまざまな分野の関係団体、組織等を構成員として、その参画・協働により地域福祉の推進を図る団体であることから、各会員の位置付けや役割を整理しておくことが必要です。

①「住民会員制度」は、全国で2,976社協（88.4%）（※）が実施しており（大阪府下では40社協、93.6%が実施）、会費を納入することにより、社協への参加意識を促進すると共に社協の自主財源を支えてきていることから、性格的には「賛助会員」として位置付けられますが、地区福祉委員会や諸団体、ボランティアを通して各種事業や活動に参加し、意見を述べることにより、社協への理解・協力を広め、地域福祉活動の基礎会員として、今後より幅広い参加協力を得るために、いっそうの会員拡大が望まれます。

②一方、社協が福祉関係を始め、さまざまな関係の組織・団体の協議体としての性格をもっていることから、構成員組織（団体）を会員制度の中に位置付ける必要があります。これを「組織構成会員」と称し、構成員のそれぞれの立場を基盤とした評議員を選出する権利をもつことにより、社協の運営を担います。

③「賛助会員制度」は、社協の財源確保に対する支援と、あわせて、地域福祉への関心や社協事業への参加意識の醸成を促していくためにも重要です。

従来、定款に定められた「会員」について、権利・義務（役割・参加形態）の位置付けが、明確にされていない場合が多くみられ、このことが会員に対する正しい理解を妨げている一因と思われる所以、「会員規程」の中で区別を明確化する必要があります。

（2）組織構成会員制度の考え方について

組織構成会員により選出された評議員は、理事を選任する権限、ならびに予算や決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款の変更等、法人の重要な事項について議決する機関として位置付けられています。また、評議員により選任された理事は、法人の執行権限をもちます。

このように、組織構成会員⇒評議員⇒理事と見ていくと、組織構成会員が社協の基本的な構成員であることがよくわかります。その選出方法については、各市町村社協の実情によりますが、幾通りかの方法を、別途「評議員の選任について」に示しました。

- モデル定款第4章「会員」第18条「この法人に会員を置く」
(※1) 平成12年度全社協基本調査より

社協モデル定款
社協が定款を作成・変更するにあたり、その参考となるようモデル的な定款を示したもの。全社協作成。

- 厚生労働省が定める社会福祉法人定款準則では、「会員に関する規程は別に定める」とし、内容は、それぞれの市町村社協の「会員規程」による。

定款準則
社会福祉法人が定款を作成・変更するにあたり、その参考となるよう定款の例示、解説を行なったもの

(3) 評議員選任の領域の考え方

法人の重要な事項の議決機関である評議員会は、住民全体の総意を的確に反映していることが求められます。このことを実現するために、評議員はなるべく幅広い分野から募ることが望ましく、これまで全社協の「社協基盤強化の指針」で示された5つの領域を基準として、そのすべての領域から選任されることをしてきました。

したがって、組織構成会員は、5つの領域のいずれかに所属し、それぞれ所属する領域ごとに、あらかじめ定められた数の評議員を選任することになります。

領域については、今日の状況を反映し、新たに地域福祉推進に必要と考えられる関連団体（まちづくり、人権、住宅、環境、労働、経済などの生活関連領域の関係団体等）をも含め、具体例を示しました。

(4) 組織構成会員の定数に上限をもたない

社協の構成員は理事6名以上、監事2名以上、評議員は理事定数の2倍を超えた数とし、定数に上限をもちません。これに対し、組織構成会員も会員数に上限をもたず、地域福祉関係他、幅広い分野の組織団体、学識経験者等すべてに呼び掛けて組織構成会員になってもらうことが大切です。

組織構成会員の考え方は、社会福祉法107条の6項にも触れられているように「参加の申し出があったときは正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」ということを具現化し、広く社協への参加を保障するしくみです。その幅の広がり、厚みと社協活動への理解の深まりの度合いが、その社協への評価を左右すると考えられます。

(5) 理事の選任について

理事は社協の経営・運営について執行責任をもち、社協事業について適切な判断ができる人々で構成される必要があります。

したがって、理事の選任にあたっては、評議員選任に望まれた「幅広い分野から選任する」考え方だけでは適切でないことに留意をしておく必要があります。

各種の組織・団体の利害から離れて、法人社協の執行部として、その任に専任できる人、信頼を得ている人、社協の発展に情熱をもち執行能力を有する行動的な人が望ましいといえます。

●5つの領域

- I 住民代表的な性格のつよいもの
- II 福祉専門機関・団体適性格のつよいもの
- III 当事者団体的性格のつよいもの
- IV 関連分野・団体
- V その他学識経験者等

●モデル定款

- (役員の定数) 第6条
 - ・理事の定数は6名以上としなければならない。
 - ・幹事の定数は2名以上としなければならない。
- (評議員会) 第14条
 - ・評議員会の定数は「確定数」を記載し、理事定数の2倍を超えた数とすること。

一以上、国税庁長官審査事項

2. 事業経営者の参加について

事業経営者（社会福祉事業又は更生保護事業等を経営する者）の社協参加については、総務庁の勧告（H4年.6月）内容や、社協モデル定款、また社会福祉法において「その区域内における社会福

祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するもの」と規定しています。

また、社会福祉事業を経営する者は、従来、ほぼ社会福祉法人に限られていましたが、平成12年度からの介護保険制度の導入以降は、介護保険事業を経営する営利法人も含まれ、過半数参加の規定に適用されることになっています。

以上のことと踏まえ、確実に実現できるように下記のとおり取り組むこととします。

(1) 事業経営者の全数参加（組織構成会員としての参加）を前提として取り組みます。

(2) 事業経営者の理事ならびに評議員としての参加を実現します。平成13年度の概況によると、事業経営者が理事に選任されていないところは7市6町社協、評議員の場合は6市5町社協となっており、改善が望れます。

(3) 参加の仕方について、従来、「各市町村別に民間施設を組織する『民間施設協議会（仮称）』を設置し、各社協に組織参加するよう大社協において指導します。各社協は『民間施設協議会（仮称）』に対し、参加依頼をする。なお、『民間施設協議会（仮称）』の設置は59年3月を目指す」としてきました。しかし、各施設の種別がさまざままで課題が異なることから、共通のテーブルにつきにくいなどの事情により、『民間施設協議会（仮称）』の設置があまり進んできませんでした。今後は、「経営する者=法人」と捉えるのではなく、施設単位に各社協の組織構成会員への参加を呼び掛けていくことが必要です。

なお、従来の指針に基づき「民間施設協議会（仮称）」の設置をすでに終えている場合は、従来どおりに進めさせていただくことはいうまでもありません。

3. 会員規程モデル

●P8 参照

第4条に定める組織構成会員の会費については、どの構成員も払える程度の一括の会費額を設定して徴収する場合（金額の多寡によって構成会員間に軽重が生じることを避けたいため）と、組織構成会員からは徴収しない場合が考えられます。つまり、組織構成会員から会費を徴収することで、現行の賛助会員制度に影響がでることを避けたいがためです。

4. 組織構成会員制度導入に伴う留意点

実際、組織構成会員制度を導入した場合の手順（評議員選出まで）は、以下のようなイメージになります。また、実際に制度が

●平成12年成立の社会福祉法は、地域福祉を基盤とした社会福祉の構築を明確にし、新たに「地域福祉の推進」の規定（第4条）を設けて、他の事業者や地域住民等と協力し合って「地域福祉の推進に努めなければならぬ」という社会福祉事業を経営する者の責務を明確にした。

進み、その数がかなりの数にのぼった場合に、組織構成会員に対する働きかけをどのように行なっていき、組織化していくかという課題に直面します。そうした場合の留意点を考えてみました。

＜組織構成会員制度を導入した場合の手順＞

- ①構成組織・団体の呼び掛けリストの作成
↓
- ②組織・団体への呼び掛け
↓
- ③入会に賛同した組織・団体の入会手続き
↓
- ④組織構成会員会議の実施
↓
- ⑤評議員の選出

＜組織構成会員への働きかけ＞

(1) 情報の提供

社協の動きや事業の流れについて理解を深めてもらうために、会員向けの情報紙を提供します。また、社協が作成する冊子やパンフレット、資料、行事案内等は必ず知らせるようにします。

(2) 連絡調整機能の強化

組織構成会員の要求や情報を積極的に取り上げ、会員間や行政、関係機関との連絡調整を行ないます。

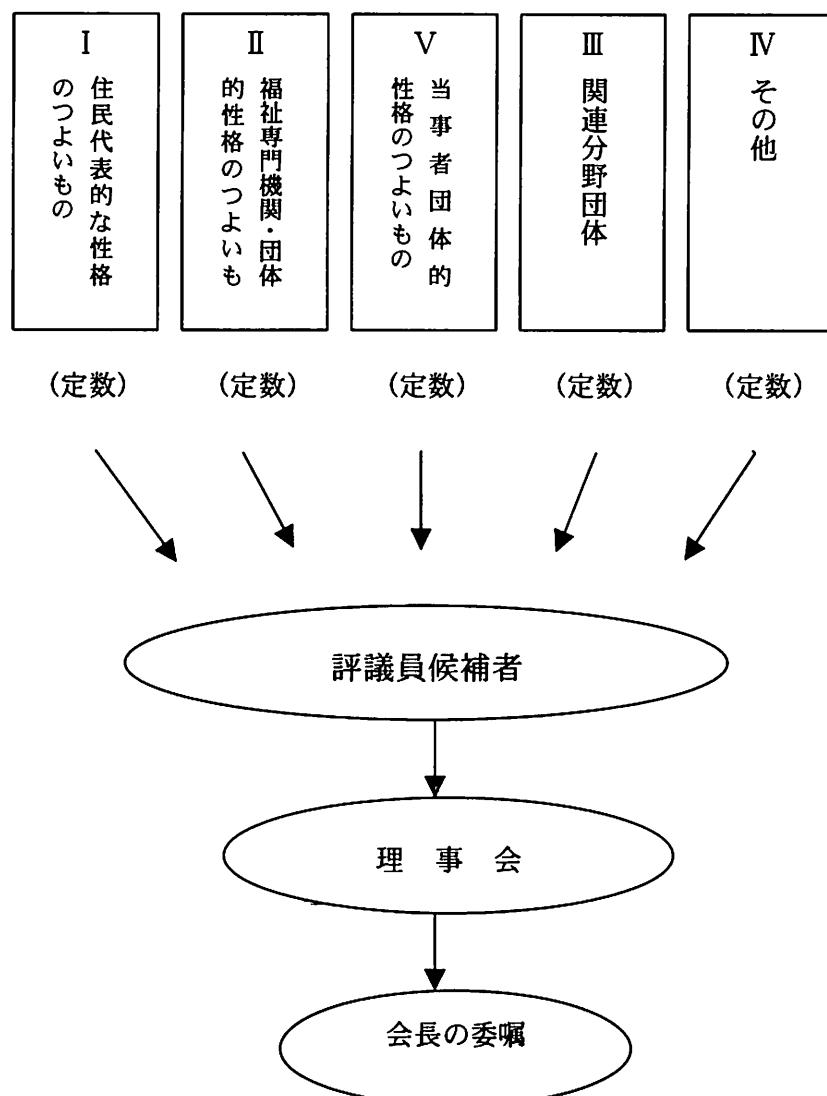
(3) 問題提起の場の設定

組織構成会員会議（全体や領域別、テーマ別等）を定期的に開催し、社協の現況や課題について意見を求めるとともに、意見を述べる場、問題提起を行なう場の設定を行ないます。

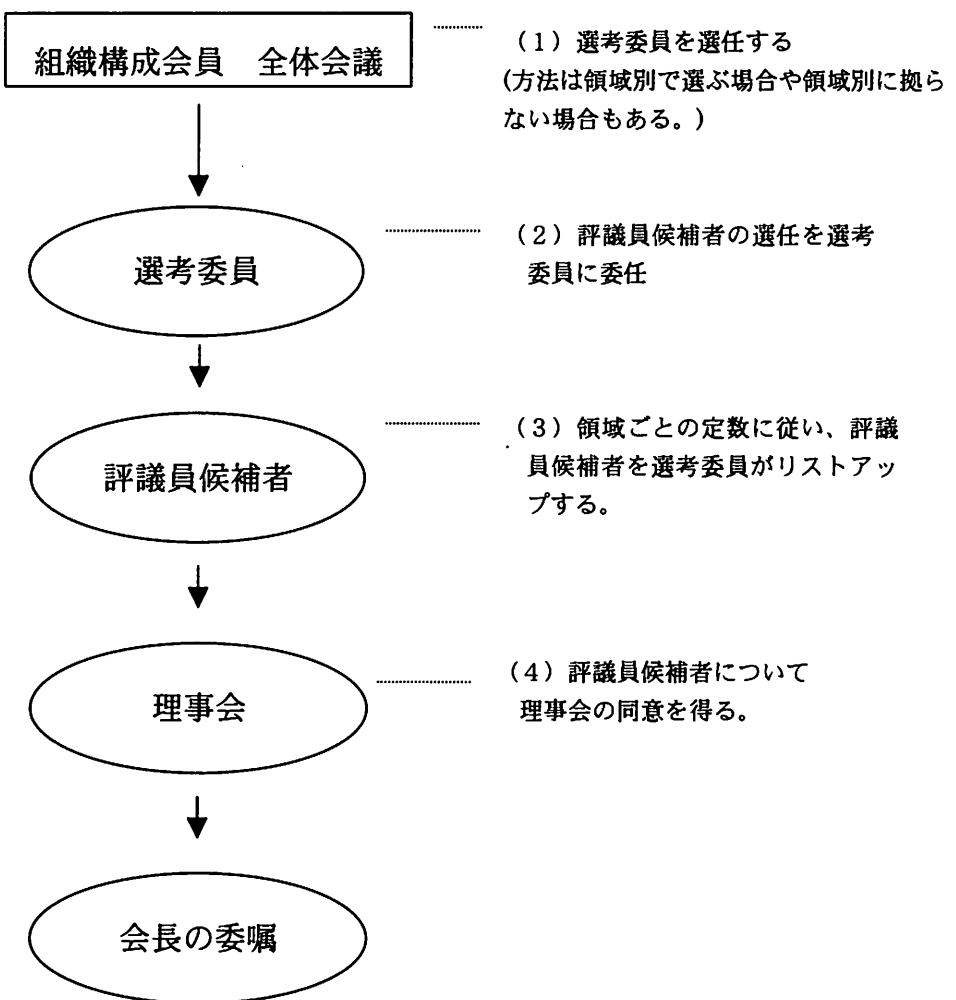
5. 評議員の選任について

評議員の選任については、組織構成会員の数や選任領域の幅等、各市町村社協によりその実情によって、適切かつ公正な運用が必要です。ここにいくつかのパターンを示しました。

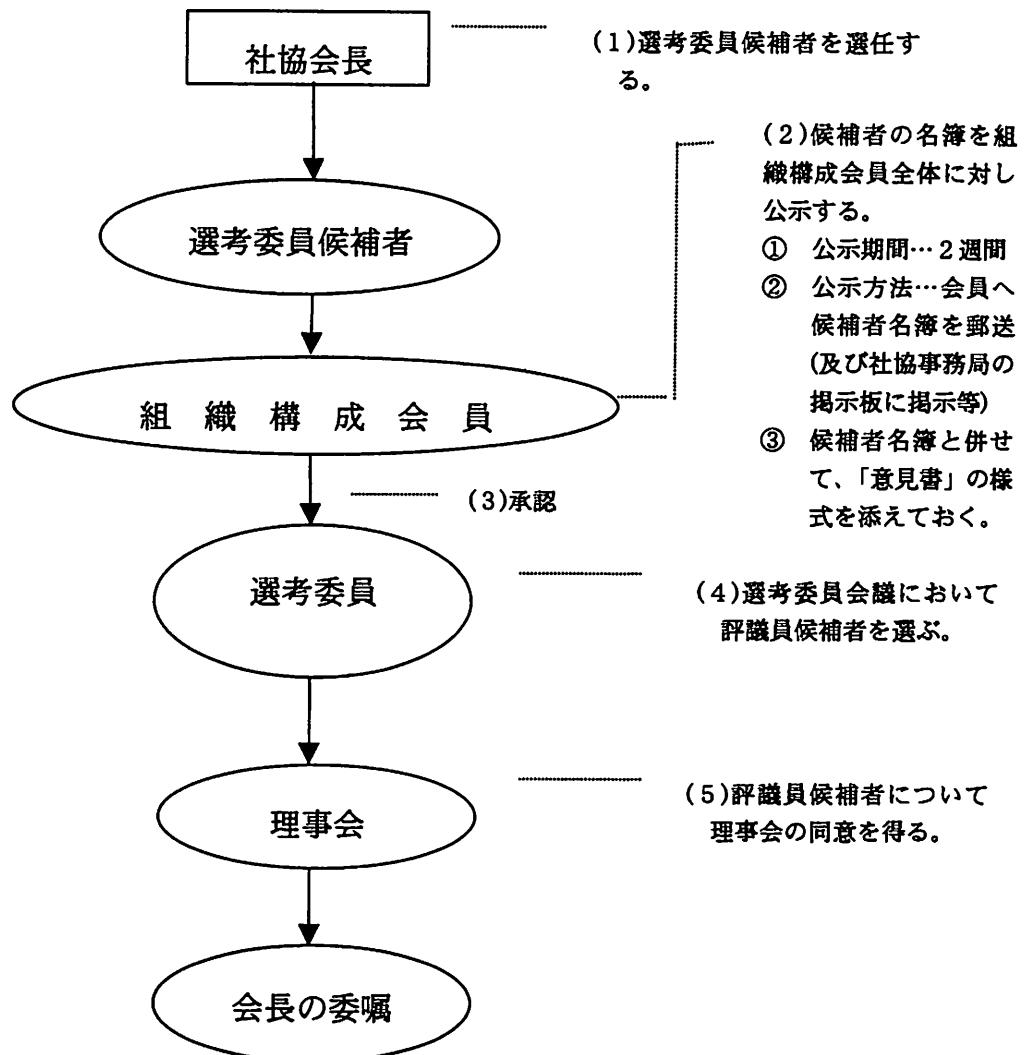
- 1) 領域ごとの全体会議で協議し、評議員候補者を選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。



2) 組織構成会員の全体会議で選考委員を選び、選考委員に評議員候補者の選出を委任する。選考委員は候補者をリストアップし、理事会の同意を得て、会長が認めた者を委嘱する。



3) 会長が選んだ選考委員の候補者を、組織構成会員に対し公示します。選ばれた選考委員は候補者をリストアップし、理事会の同意を得て会長が認めた者を委嘱します。



社会福祉協議会会員規程モデル

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第〇〇条の規程に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 組織構成会員 本会の趣旨・目的に賛同して、本会の基本的な構成員となり、その運営、事業に参加する団体・機関または個人であって、次の領域のいずれかに属するもの。本会評議員の選出母体となる。

<領域Ⅰ>住民代表的な性格のつよいもの（地区福祉委員会を含む）

<領域Ⅱ>福祉専門機関・団体的性格のつよいもの

<領域Ⅲ>当事者団体的性格のつよいもの

<領域Ⅳ>関連分野団体

<領域Ⅴ>その他（学識経験者、その他）

(2) 住民会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加・協力する個人・世帯とする。

(3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同し、支援する個人または法人。

(入会)

第3条 本会の組織構成会員として入会を希望する団体・機関は、別に定める申込書（別紙様式1）を本会会長宛に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 住民会員、賛助会員については、会費の納入をもって入会したものとみなす。

(会費)

第4条 会費は次に定めるとおりとする。

(1) 組織構成会員	年額	〇〇円
(2) 住民会員	年額 1口	〇〇円
(3) 賛助会員	〇〇賛助会員	年額 1口 〇〇円
	〇〇賛助会員	年額 1口 〇〇円
	〇〇賛助会員	年額 1口 〇〇円

2 既納の会費は返納しない。

3 次に掲げる会員からは会費を徴収しないことができる

- (1) 行政機関
- (2) 学識経験者
- (3) 組織構成会員

〔※ 社協の実情に応じ (1) ~ (3) の内、会費徴収をしないケースも考えられる。徴収しない会員については、1項の「会費は次に定めるとおりとする」からその会員名を削除する。〕

(報告等)

第5条 本会は、会員に対し、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 毎年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の報告
- (2) 社会福祉大会等諸行事の案内
- (3) 本会が発行する機関紙およびパンフレット等の配布

(退 会)

第6条 会員が、退会届（別紙様式2）を提出したとき、または会費を納入しないときは、退会したものとする。

(除 名)

第7条 理事会は、会員が本会の名誉を著しく棄損し、または趣旨・目的に反する行為があったときは、その議決を得て、除名することができる。

(施行細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

付 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別紙1)

入会申込書

社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会組織構成会員に入会を申し込みます

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会

会長 殿

住所

団体名

代表者名

印

(別紙2)

退会届

平成 年 月 日

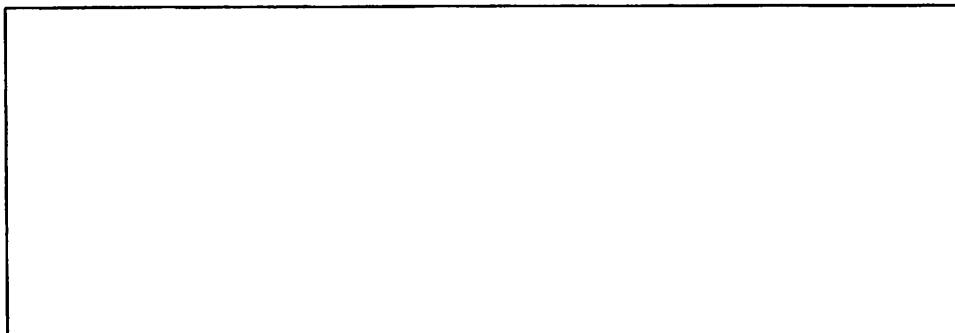
○○○社会福祉協議会会长 殿

(組織構成会員名) _____

(代表者名) _____ 印

○○○社会福祉協議会の組織構成会員を退会します。

(理由)



社会福祉協議会評議員選任規程モデル

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第〇〇条の規定に基づき、評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(選任区分)

第2条 評議員〇〇名は、組織構成会員の中から、所属する領域ごと（別表記載）に次に掲げる区分に従い選任する。

<領域I>住民代表的な性格のつよいもの（地区福祉委員会を含む）	……〇〇名
<領域II>福祉専門機関・団体的性格のつよいもの	……〇〇名
<領域III>当事者団体的性格のつよいもの	……〇〇名
<領域IV>関連分野団体	……〇〇名
<領域V>その他（学識経験者、その他）	……〇〇名

(施行細則)

第3条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

付 則

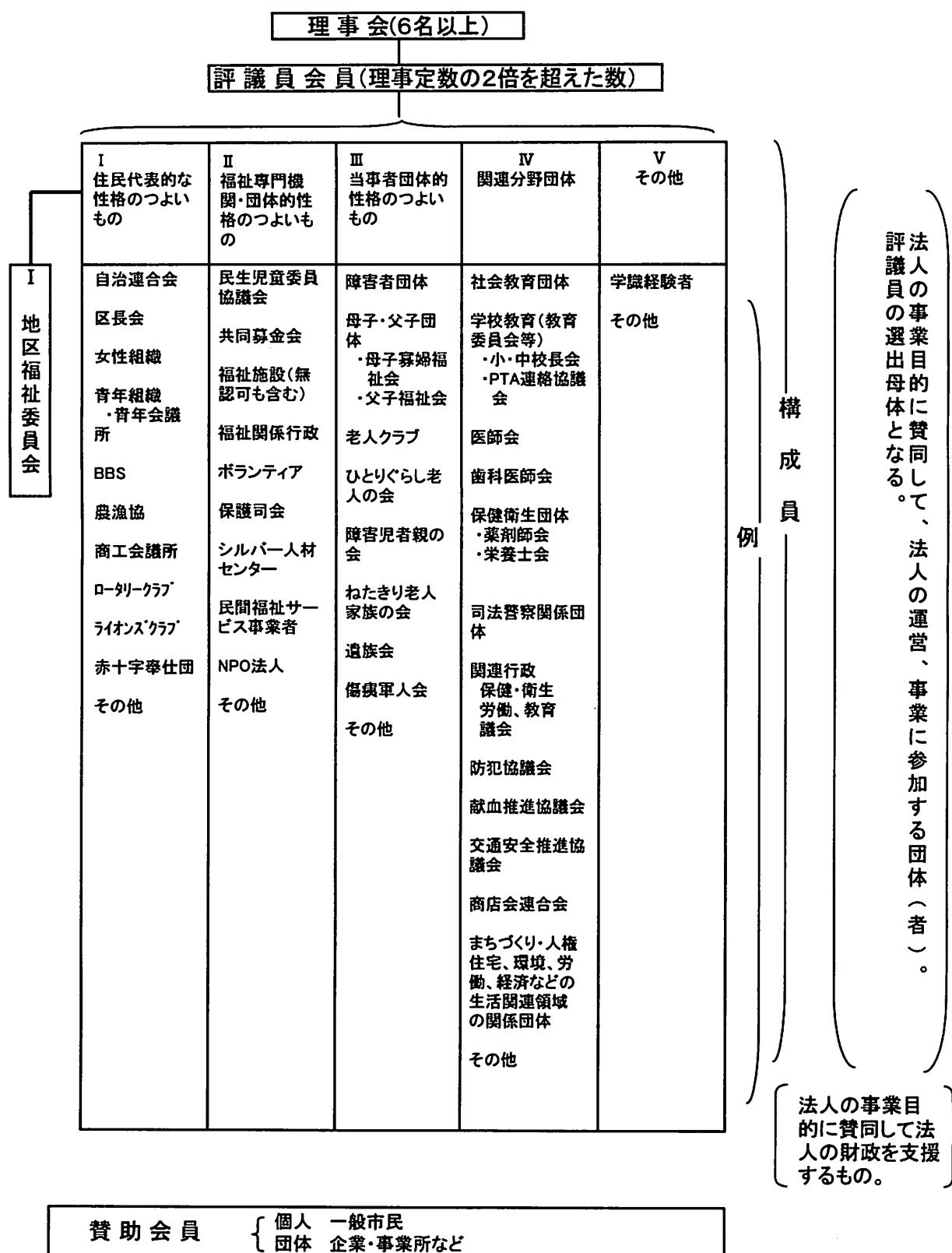
この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別表)

社会福祉協議会組織構成会員<領域別一覧>

領 域	組 織 構 成 会 員 名	会員数	評議員数
〈領域Ⅰ〉 住民代表的な性格 のつよいもの (地区福祉委員会 を含む)		○名	○名
〈領域Ⅱ〉 福祉専門機関・団 体的性格のつよい もの		○名	○名
〈領域Ⅲ〉 当事者団体的性格 のつよいもの		○名	○名
〈領域Ⅳ〉 関連分野・団体		○名	○名
〈領域Ⅴ〉 その他学識経験者 等		○名	○名

組織構成会員関係図





參考資料

市町村社会福祉協議会への組織参加について

本会の運営につきましては、平素より格別のご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成 12 年 6 月に施行された「社会福祉法」において、これからの社会福祉は「地域福祉の推進」を柱として展開されることが示され、市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられました。

また同法の 107 条において「その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し」かつ、「その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するもの」として規定され、さらに、社会福祉法を受けて新たに作成された「法人社協モデル定款」(平成 12 年 12 月) や「社会福祉法人指導監査要綱」(平成 13 年 7 月) で、理事及び評議員の選任に当たり「当該社協の区域内において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行なう団体の代表を加えること」が明記されるなど、今後の市町村社協への参加・組織構成のあり方について示されています。

これらの背景を受けて、今回、市町村社協の会長会・局長会による検討委員会を設置し、市町村社協への参加・組織構成のあり方について再度検討を行なってきました。組織構成のあり方については、すでに平成 6 年にも検討委員会において協議し、①評議員を選任する権限をもつ「組織構成会員制度」の導入と、②各市町村別に民間施設を組織する「民間施設協議会（仮称）」を設置し、事業経営者の全数参加を推進していくことの 2 点について提案してきた経過がありますが、各市町村社協の組織構成の体制整備の遅れなどにより、参加の呼び掛けが進んでこなかったという実態がありました。しかしながら、今後は社会福祉法にのっとり、市町村の地域福祉計画の策定への参画や、小地域活動のいっそうの充実を実現していくためにも、また施設が地域の社会資源として、地域に貢献していくという意義からも、地域と施設の連携、社協への参画が必要不可欠であると考えられます。これらの主旨をご理解頂き、各法人、施設におかれましては、当該市町村の社会福祉協議会への組織構成会員としての参加について、ぜひ取り組んで頂きたくお願い申し上げます。

平成 14 年 9 月

大阪府社会福祉協議会 会 長	松廣屋 憲二
同 保育部会長	高岡 國士
同 老人施設部会長	三上 了道
同 児童施設部会長	福永 亮碩
同 成人施設部会長	宮武 一郎
同 セルフ部会長	亀井 勝
同 医療部会長	園野 迪樹
同 母子施設部会長	坂江 靖弘

◆市町村社会福祉施設数

社協名	老人福祉施設	知的障害者支援施設	肢体不自由者支援施設	重度身体障害者更生施設	内部障害者更生施設	身体障害者授産施設	身体障害者通所授産施設	重度身体障害者授産施設	身体障害者療護施設	身体障害者福祉ホーム	点字図書館	身体障害者福祉センター									
	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター	在宅介護支援センター	知的障害者更生施設	知的障害者授産施設	知的障害者通勤寮	知的障害者福祉ホーム	スセンターバイ	肢体不自由者更生施設	重度身体障害者更生施設	視覚障害者更生施設	内部障害者更生施設	身体障害者福祉工場	身体障害者通所授産施設	重度身体障害者授産施設	身体障害者療護施設	身体障害者福祉ホーム	点字図書館	身体障害者福祉センター	
堺市	2	18	7	31	4	7		1	1	1	1					1	1	1	1	1	
岸和田市		4	2	8	3	4										3	2	1	1	1	
豊中市		1	4	11	1	3					1				1	2				1	
池田市	1	3	2	4		2															
吹田市	8	2	1	10																	1
泉大津市		2	1	4																	1
高槻市	2	4	4	13	3	5										2					1
貝塚市	1	2	2	3	1	1			1												1
守口市	1		2	6	1																
枚方市	2	※6	1	6	3	5				1								1			
茨木市	1	1	5	9	3	3			1								1	1			1
八尾市	1	3	3	9	2	3			1									1			
泉佐野市		3	2	4	2	2											1	2			
富田林市	1	2	1	5	2	1												1			1
寝屋川市		5	4	6	2	6											1				2
河内長野市	3	1	1	7		3			1								3				1
松原市			9	7		1	1														1
大東市	1	2		8		3															1
和泉市	1		2	6	2	2										1	1				2
箕面市	1		1	3	1	3	1		1								1				
柏原市		1	1	6	1																1
羽曳野市	2			7	1	1															
門真市	1	2	1	5	1				1												1
摂津市	1	1	2	4	2	1			1												1
高石市	2			2		4										4					1
藤井寺市			1	2																	
東大阪市	1	7	6	14	3	9										3					3
泉南市			1	4	1	2[1]	[1]	[1]	1												1
四条畷市	3	1	1	3	1																
交野市		1		4		1											1				
大阪狭山市		1	1	2																	
阪南市		2	1	4		1															
島本町	1		[1]	2		3															[1]
豊能町			3	2		1															
能勢町	1	1		1	1												1	1			
忠岡町		1	1	2	1	1															
熊取町			1	2	1	1										1					1
田尻町			1																		
岬町		1	1	2	2	1															
太子町		1	1	1	1												1				
河南町		1			1	2															
千早赤阪村				2		1															
美原町		1	1															1			
合計	38	75	78	231	47	81	2	1	9	1	3	1	0	9	1	18	2	11	2	1	24

注 [] は複合施設

※6…軽費1.ケアハウス5

社協名	養護施設			母子福祉施設	児童施設			福祉施設			施設						
	救護施設	更生施設	医療保護施設	母子福祉センター	婦人保護施設	助産施設	乳児院	母子生活支援施設	児童館	児童養護施設	知的障害児施設	知的障害児通園施設	肢体不自由児施設	肢体不自由児通園施設	盲ろうあ児施設	重症心身障害児施設	
堺市	1			1	1	9		1	1	4		3		1			
岸和田市					1	1		1		1				1			
豊中市				1		1			2			1		1			
池田市									1			1					
吹田市				1				1		2		1		1			
泉大津市						1	1			2							
高槻市	1					4		1	3					1			
貝塚市					1				1	1		1		1		1	
守口市					3	1					1		1				
枚方市										1			1		1		
茨木市				2					3								
八尾市					2	1					1		1				
泉佐野市																	
富田林市									1		2					1	
寝屋川市				1	1		2			1	1		1				
河内長野市	1											1		1			
松原市				1	2		1										
大東市											1	1	1	1	1		
和泉市										2							
箕面市						1					1 [1]	[1]	[1]	[1]			
柏原市										3							
羽曳野市						1		1	2		1		1				
門真市												1		1			
摂津市														1			
高石市				1													
藤井寺市																	
東大阪市	1					3	1	2	4	1	1		1				
泉南市	[1]								1			1	1	1		1	
四条畷市																	
交野市												1		1			
大阪狭山市																	
阪南市						1											
島本町							1			1							
豊能町										1							
能勢町																	
忠岡町																	
熊取町																	
田尻町												1					
岬町												1	1				
太子町								1						1			
河南町																	
千早赤阪村																	
美原町										3							
合計	3	1	0	6	2	33	2	7	18	28	8	19	2	18	2	0	4

社協名	児童福祉施設						精神障害者社会復帰施設			その他の社会福祉施設等											
	情緒障害児短期治療施設	難聴幼児通園施設	児童自立支援施設	児童家庭支援センター	認可保育所	無認可保育所	学童保育所	精神障害者生活訓練施設	精神障害者通所授産施設	精神障害者福祉ホーム	精神障害者通所授産施設	精神障害者地域生活支援センター	授産施設	宿泊提供施設	無料定額診療施設	盲人ホーム	有料老人ホーム	職業保館	小学校	中学校	
堺市				91				1			1					2		91	43		
岸和田市		1	1	32	11	19	1	2			1								24	11	
豊中市				45	27	41	2	3	1	2						2	2	42	21		
池田市				13	1	11		1		1							1	12	6		
吹田市				31	8					1											
泉大津市				12	6													9	3		
高槻市	1	1	34	9	39	1				1						2		43	21		
貝塚市			15	3	10	2	1	1	1								1	10	5		
守口市			23	6		1				1							1	19	11		
枚方市			51	12	45		1		1								1	46	21		
茨木市			29	8													1	31	17		
八尾市			30	3	29		3	1	1								2	29	15		
泉佐野市			21	2	10												3	13	5		
富田林市			14	9	16	1		1									1	16	5		
寝屋川市			1	42	6	26												27	14		
河内長野市			15				2											14	7		
松原市		1	13	5	15		1									1	1	15	7		
大東市			21	2	13		1				8							15	8		
和泉市		2	25	7	17		2		1	8								20	10		
箕面市			12	5	12											1	15	9			
柏原市		1	13	4	9													11	6		
羽曳野市			9	7	15													14	6		
門真市			15	12	7		1									2		17	7		
摂津市			15	2	12											1		12	6		
高石市			8	2	7		1									1		7	3		
藤井寺市			7							1								7	3		
東大阪市			53	5					1									55	30		
泉南市			1	7	2	9	[1]	1							1		1	11	4		
四条畷市			7	5	7	1												8	4		
交野市			10	1	13					6					1		10	4			
大阪狭山市			5	3	8													7	3		
阪南市			2	3	7													12	5		
島本町			3		4				3							1	4	2			
豊能町			2		3				1								1	5	2		
能勢町			2		1												1	6	2		
忠岡町			2														2	1			
熊取町			8	2	5												5	4			
田尻町			1															1	1		
岬町			4															4	1		
太子町			2		2											1		2	2		
河南町			1		1													5	1		
千早赤阪村			1															4	1		
美原町				3		6												6	3		
合計	1	0	3	6	749	178	419	10	20	4	14	26	0	1	0	17	15	706	340		

社協名	その他の社会福祉施設等				介護	保険	指定	事業所						
	高等学校	大学	保健所	保健センター	別指定介護老人福祉施設(特養老人ホーム)	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	居宅介護支援事業者	訪問介護事業者	訪問看護事業者	通所リハビリ事業者	短期入所生活介護事業者	短期入所療養介護事業者	福祉用具貸与事業者
堺市	26	7	1	7	23	11	15	258	119	35	23	23	26	33
岸和田市	5	1	1	1	5	3	8	38	30	5	10	5	4	13
豊中市	10	2	1	1	6	3	3	57	44	21	8	6	6	14
池田市	6		1		3	2		15	15	4	2	3	2	4
吹田市	8	5	1	1	9	3		44	47	13	6	7	3	14
泉大津市	1		1	1	3	1		3	3	2	2	3	1	4
高槻市	10	4	1	2	6	6	1	37	32	13	10	6	8	9
貝塚市	2		1	1	2	2	4	13	13	5	3	2	6	3
守口市	5	2	1	1	5	3	3	25	19	4	6	5	3	12
枚方市	11	7	1	1	9	6	5	58	35	17	16	8	11	10
茨木市	10	4	1	1	6	4	1	42	32	5	9	7	4	1
八尾市	7	1	1	1	9	5	2	38	35	11	12	9	8	13
泉佐野市	3		1	1	2	2	4	20	14	3	5	3	6	7
富田林市	4	3	1	1	3	1		27	17	3	1	4	1	3
寝屋川市	6	3	1	1	8	2	5	40	29	8	7	7	7	5
河内長野市	4	1	1	1	4	2	2	15	9	3	2	4	3	4
松原市	4	1	1	1	3	1	2	18	6	4	3	2	1	6
大東市	5	2	1		4	2	3	13	11	3	2	4	3	3
和泉市	4	1	1	1	4	2	7	26	16	7	7	4	8	12
箕面市	5	5	1	1	3	3	1	16	8	2	3	4	4	5
柏原市	3	3	1	1	4	2	1	10	7	2	2	4	3	
羽曳野市	3	2		1	4	3	2	20	19	8	5	4	3	7
門真市	3		1	1	4	1	1	17	16	5	5	4	2	5
接津市	4	2	1	1	3	2	1	13	9	3	4	3	3	4
高石市	2		1	1	2	2		5	3	3				
藤井寺市	3	1	1	1	2	1	1	10	9	2	2	2	1	1
東大阪市	16	6			22	12	7	211	183	49	39	23	14	131
泉南市	2			1	3	2	1	9	9	3	3	3	3	3
四条畷市	2	1	1	1	3	1		9	3	2	2	3	2	2
交野市	1				3	1	1	9	5	5	3	4		2
大阪狭山市	1	2	1	1	2	1	2	13	9	4	2	2	3	7
阪南市	1		1	1	3	1	1	15	16	4	1	3	2	1
島本町	1			1	1	1		5	4	1	2	1	1	1
豊能町	1			1	2			4	3	2		2		1
能勢町	1					1		4	3	1	2			
忠岡町				1	1			5	5	1		1		
熊取町	1	4		1	2	1	1	5	3	1	1	2	2	1
田尻町					1									
岬町	1			1	1	1	1	3	1		2	1	1	1
太子町	1			1	1			4	2	1	1	1		1
河南町		1		1	1			2	[1]	[1]	[1]	[1]		
千早赤阪村				1	1			1	1	1	1	1		
美原町	2	2		1	2	1		6	2		2	2	2	2
合計	185	73	28	44	186	97	86	1183	846	266	216	182	157	345

社会福祉法（地域福祉 関係条文抜すい）

目的・基本理念 (平成12年6月7日公布・一部施行)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下、「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条

3

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一體的に行う事業をいう。）

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者

の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(経営の原則)

第二四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第二六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

(会計)

第四四条

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなくてはならない。

社会福祉協議会

第十章 地域福祉の推進

第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を越えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

ならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百八条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの。
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第百九条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第百七条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

地域福祉計画（平成15年4月施行）

第一節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

枚方市社会福祉協議会会員規則

【平成2年9月4日規則第1号】

枚方市社会福祉協議会会員規則（昭和42年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する会員について定めるものとする。

（会員の種別）

第2条 会員の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、組織会員、住民会員及び特別住民会員は本会の基本的な構成員とする。

- (1) 組織会員は、本会の趣旨・目的に賛同して、その運営、事業に参加する団体又は機関とする。
- (2) 住民会員は、本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加・協力する個人とする。
- (3) 特別住民会員は、本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加・協力する個人とする。
- (4) 法人賛助会員は、本会の趣旨・目的に賛同して、その事業を支援する法人とする。

（入会）

第3条 組織会員として入会を希望する団体・機関は、別に定める申込書を本会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 住民会員については、会費の納入をもって入会とする。

（会費）

第4条 会費は、次のとおりとする。

(1) 組織会員	年額	2,000円
(2) 住民会員	年額1口	500円
(3) 特別住民会員		20,000円
(4) 法人賛助会員	年額1口	5,000円

2. 既納の会費は返還しない。

3. 行政機関の会費は免除する。

（退会）

第5条 会員が、退会届を提出したとき、又は会費を納入しないときは、退会したものとする。

（収入年度）

第6条 会費の収入年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第7条 本会は、組織会員に対し、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 組織会員会議の開催
- (2) 予算、決算及び事業の報告
- (3) 社会福祉関係資料等の配布
- (4) 本会が実施する福祉大会等の案内

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

附 則 (平成2年9月4日規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月21日規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月7日規則第2号)

この規則は、平成6年10月7日から施行する。ただし、定款の全部改正に伴う部分については定款の認可日から施行する。(平成6年12月13日認可)

枚方市社会福祉協議会組織会員名簿 (平成14年2月1日現在)

(順不同)

殿二校区福祉委員会	特別養護老人ホーム ひらかた聖徳園	やなぎ会
山之上校区福祉委員会	特別養護老人ホーム 里仁館	陽だまりの会
高陵校区福祉委員会	特別養護老人ホーム 津田荘	明日花障害者作業所
春日校区福祉委員会	特別養護老人ホーム ピープルハウス枚方	枚方手をつなぐ親の会くはずは作業所
殿桜香校区福祉委員会	特別養護老人ホーム 香里いちょう園	あゆみ共同作業所
一丘校区福祉委員会	特別養護老人ホーム アイリス	ひまわり七宝焼作業所
里方校区福祉委員会	枚方市立特別養護老人ホーム 悠々の苑	わらしへ会障害者就労支援センター(憩い苑)
枚小菅樟津校区福祉委員会	特別養護老人ホーム ケアハウス 楠葉新生園	山田ひまわり作業所
牧香中校区福祉委員会	ケアハウス 光の郷	障害者共同作業所 サンスクエア
氷明機山校区福祉委員会	ケアハウス アイリスピラ	高田作業所
西牧野校区福祉委員会	ケアハウス 雅の苑	枚方手をつなぐ親の会 ひらかた作業所
櫻丘北蹉跎校区福祉委員会	軽費老人ホーム 悠々の苑	通所作業所 スマイルハウス
蹉跎西蹉跎東校区福祉委員会	老人保健施設 のぞみ	くずは並木作業所
開成校区福祉委員会	居宅支援事業所 友隣園	枚方市肢体不自由児(者)父母の会新所サ・バル
津田南常校区福祉委員会	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター	茜作業所
菅原東校区福祉委員会	知的障害者通所更生施設 南海香里のさと	パインスタ
中宮北野校区福祉委員会	身体障害者重度更生施設 わらしへ園	枚方市老人クラブ連合会
平藤阪校区福祉委員会	知的障害者デイサービスセンター 第2わらしへ園	枚方市ひとり暮らし老人会連絡会
山田東校区福祉委員会	重症心身障害児施設 枚方療育園	M A R U I 会部会
交東香里校区福祉委員会	身体障害者療護施設 津田療育園	フオレンス トリー俱楽部
長尾校区福祉委員会	知的障害者通所授産施設 とくふうホーム	北大阪市商工會議所
招提校区福祉委員会	知的障害者通所授産施設 清水園	枚方市歯科医師会
樟葉北校区福祉委員会	知的障害者通所授産施設 ワークショップ虹	枚方市薬剤師会
伊加賀川越校区福祉委員会	精神障害者通所授産施設 ぱぴるす	枚方市薬業会
樟葉西校区福祉委員会	知的障害者通所授産施設 わかたけ	大阪府薬種商協会枚方支部
西長尾校区福祉委員会	やなぎの里	枚方ライオンズクラブ
田口山校区福祉委員会	枚方市私立保育連絡協議会	枚方中央ライオンズクラブ
樟葉北校区コミュニティ協議会	枚方地区保護司会	枚方ローズライオンズクラブ
小倉校区自治連合会	枚方地区更生保護婦人会	国際ソロプロチミスト大阪一北東
津田南校区自治連絡協議会	枚方地区BBS会	国際ソロプロチミスト枚方一中央
山田校区自治連合会	枚方市手話通訳者協会	枚方ロータリークラブ
枚方市民生児童委員協議会	枚方市遺族会	枚方くずはロータリークラブ
枚方市ボランティアグループ連絡会	枚方市母子寡婦福祉会	J A 枚方市女性会
北河内ボランティアセンター	枚方市原爆被害者の会	新日本婦人の会枚方支部
養護老人ホーム 松風荘	枚方市肢体不自由児(者)父母の会	枚方母親連絡会
	大阪府傷痍軍人会枚方支部	枚方市民憲章を推進する会
	枚方市身体障害者福祉会	枚方市人権を考える市民の会
	枚方腎炎ネフローゼ児を守る会	枚方地区人権擁護委員会
	枚方市交通災害遺族会	枚方体力育協会
	枚方手をつなぐ親の会	枚方老後にかかる問題を考える会
	全国心臓病の子供を守る会枚方ブロック	枚方青少年を守る会連絡協議会
	枚方自閉症児親の会	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
	枚方市聴覚障害児親と子の会	枚方交野地区少年補導員連絡会
	ペーチェット病友の会枚方連絡会	枚方市PTA協議会
	伸びのび会 枚方支部	枚方市立小学校長会
	全国膠原病友の会大阪支部枚方分会	枚方市農業協同組合
	枚方市父子福祉会	枚方市農業研究会
	枚方市老人介護者(家族)の会	枚方市赤十字奉仕団
	であいの会	枚方青年会議所
	枚方市聴力障害者協会	枚方市防犯協議会
	さくら会作業所	枚方市会

クボタ枚方製造所労働組合	枚方市教職員組合	京阪電鉄労働組合
日本カタン労働組合	全通労働組合枚方支部	枚方市
関西電力労働組合枚方支部	NTT労働組合大阪支部寝屋川分会	教育委員会
大林組労働組合大阪支部	自治労大阪府職 中宮病院支部	大阪府枚方府民健康プラザ
枚方市職員労働組合連合会	枚方市職員組合	大阪枚方Y M C A
JAM帝国ピストンリング労働組合	室本鉄工労働組合	
JAM日本精線労働組合	枚方市職員労働組合	

市町村社協組織構成問題検討委員会委員名簿

(敬称略)

構成分野	氏名	所属	
市町村社協会長会	中辻 茂	大阪狭山市社協会長	委員長
	山本 香憲	高槻市社協会長	
	西村 美代子	門真市社協会長	
	原見 盛一	富田林市社協会長	
	福田 義之	阪南市社協会長	
市町村社協事務局長会	辻本 双美子	阪南市社協事務局長	
	奥田 秋広	摂津市社協事務局長	
	渡辺 正和	四條畷市社協事務局長	
	奥野 黙	大阪狭山市社協事務局長	
	辻野 栄三	貝塚市社協事務局長	

市町村社協 組織構成問題検討委員会報告書

平成14年7月



社会福祉
法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL 06(6762)9473 FAX 06(6767)1562